一般財団法人宮城県建築住宅センター 確認検査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程は、別に定める一般財団法人宮城県建築住宅センター確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人宮城県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物等に関する確認申請手数料)

第2条 業務規程第46条第1項に規定する確認審査の申請手数料は、確認申請1件につき次の表に定めるとおりとする。ただし、特例とは建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例をいう。

特例有りの場合

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内	10,000円
30㎡を超え100㎡以内	18,000円
100㎡を超え200㎡以内	26,000円
200㎡を超え500㎡以内	36,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	62,000円

特例無しの場合

床面積の合計	手数料の額
30 m 以内	21,000円
30㎡を超え100㎡以内	32,000円
100㎡を超え200㎡以内	51,000円
200㎡を超え500㎡以内	69,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	110,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	180,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	260,000円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	320,000円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	360,000円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	400,000円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	440,000円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	500,000円

10,000㎡を超え15,000㎡以内	550,000円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	630,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	700,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	780,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	890,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	960,000円
100,000㎡を超えるもの	1,040,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)にあっては、 当該建築物に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く)にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物の移転、大規模な修理若しくは大規模の模様替えは、その用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)にあっては、当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更をして建築物の移転、大規模の修繕若しくは模様 替え、又はその用途を変更する場合にあっては、当該計画の変更に係る計画部分の 床面積の2分の1
- 3 第1項の場合において、申請に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれているときは、同項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。
- (1) 昇降機を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 18,000円
- (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 9,000円
- 4 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者からは、一つの建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料を徴収するものとする。
- (1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 18,000円
- (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 9,000円
- 5 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者からは、一つの工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。
- (1) 工作物を築造する場合(次に掲げる場合を除く。) 22,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 11,000円

6 建築基準法施行令(昭和25年政令338号。以下「令」という。)第129条第3項に 規定する階避難安全検証法又は令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法 若しくは令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法又は令第108条の3第5 項に規定する防火区画検証法により設計を行った場合は、第1項の手数料の額に次の表 の額をそれぞれ加算する。ただし、各検証法に係る国土交通大臣の認定書が添付される場 合は、当該大臣認定書の対象部分については加算しない。

床面積の合計	加算する額	
1,000㎡以内のもの	40,000円	
1,000㎡を超え10,000㎡以内	70,000円	
10,000㎡超えるもの	100,000円	

7 令第82条の5に規定する限界耐力計算又は令第81条第2項第1号ロに規定する限 界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定め る基準に従った構造計算を行った場合は、第1項の手数料の額に次の表の額を加算する。

床面積の合計	加算する額	
1,000㎡以内のもの	40,000円	
1,000㎡を超え10,000㎡以内	70,000円	
10,000㎡超えるもの	100,000円	

8 法第56条第7項に規定する「天空率」により設計を行った場合は、第1項の手数料の 額に次の表の額を加算する。

床面積の合計	加算する額	
1,000㎡以内のもの	10,000円	
1,000㎡を超えるもの	20,000円	

9 第6項から前項までの設計を行った建築物の当該設計に係る計画を変更して建築物を 建築する場合の手数料の額は、各項に定める加算額の2分の1の額とする。

(建築物等に関する中間検査申請手数料)

第3条 業務規程第46条第1項に規定する中間検査の申請手数料は、中間検査申請1件につき次の表に定めるとおりとする。ただし、特例とは法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例をいう。(次条において同じ。)

特例有りの場合

中間検査を行う部分の床面積	手数料の額
30㎡以内	14,000円
30㎡を超え100㎡以内	17,000円
100㎡を超え200㎡以内	23,000円
200㎡を超え500㎡以内	31,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	51,000円

特例無しの場合

中間検査を行う部分の床面積	手数料の額
30㎡以内	14,000円
30㎡を超え100㎡以内	17,000円
100㎡を超え200㎡以内	24,000円
200㎡を超え500㎡以内	32,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	53,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	80,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	160,000円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	170,000円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	180,000円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	190,000円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	200,000円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	220,000円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	240,000円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	270,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	300,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	360,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	480,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	590,000円
100,000㎡を超えるもの	770,000円

- 2 前項の表の床面積については、中間検査対象階までの当該建築に係る部分の床面積について算定する。
- 3 中間検査の回数が、複数回となる建築物は、当該検査時の対象となる床面積について算 定する。

(建築物等に関する完了検査申請手数料)

第4条 業務規程第46条第1項に規定する完了検査の申請手数料は、申請1件につき、次の表に定めるとおりとする。

特例有りの場合

		センターから中間
床面積の合計	手数料の額	検査合格証の交付
		を受けた場合の手
		数料の額
3 0 ㎡以内	15,000円	14,000円
30㎡を超え100㎡以内	18,000円	17,000円
100㎡を超え200㎡以内	25,000円	24,000円
200㎡を超え500㎡以内	34,000円	32,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	56,000円	53,000円

特例無しの場合

	センターから中間
手数料の額	検査合格証の交付
	を受けた場合の手
	数料の額
15,000円	14,000円
18,000円	17,000円
26,000円	25,000円
35,000円	33,000円
58,000円	55,000円
88,000円	84,000円
200,000円	180,000円
210,000円	190,000円
220,000円	200,000円
230,000円	210,000円
250,000円	230,000円
270,000円	250,000円
300,000円	270,000円
330,000円	310,000円
370,000円	340,000円
450,000円	410,000円
	15,000円 18,000円 26,000円 35,000円 58,000円 88,000円 200,000円 210,000円 210,000円 220,000円 230,000円 250,000円 270,000円 300,000円 370,000円

50,000㎡を超え70,000㎡以内	600,000円	550,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	730,000円	670,000円
100,000㎡を超えるもの	960,000円	880,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 第1項の場合において、申請に係る建築物に法第87条の2の昇降機が含まれている ときは、同項の手数料のほか、当該昇降機一基につき、22,000円の手数料を徴収す るものとする。
- 4 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する場合、一つの建築設備につき、22,000円の手数料を徴収するものとする。
- 5 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定の規定による完 了検査を申請する場合、一つの工作物につき、15,000円の手数料を徴収するものと する。
- 6 完了検査における追加説明書の提出があった場合は、第2条の計画の変更に係る規定を 準用して算定した額を加算して徴収するものとする。
- 7 検査又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築物又は建築設備等の再検査を 行う場合の手数料の額は、検査1件につき次の表に定めるとおりとする。

(再検査の手数料 1件あたり)

建築物および建築設備等の区分	手数料の額
床面積が 500 m ² 以内の建築物又は建築設備等	10,000円
床面積が 500 ㎡を超える建築物	30,000円

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「省エネ法」という。)第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の完了検査の申請手数料は、第1項の手数料の額に次の表の額を加算する。ただし、床面積は、省エネ法施行令第4条第1項に定める床面積とする。

床面積の合計	加算する額
30㎡以内のもの	3,000円
30㎡を超え100㎡以内	3,000円
100㎡を超え200㎡以内	5,000円
200㎡を超え500㎡以内	7,000円

500㎡を超え1,000㎡以内	11,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	17,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	40,000円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	42,000円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	44,000円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	46,000円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	50,000円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	54,000円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	60,000円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	66,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	74,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	90,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	120,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	140,000円
100,000㎡を超えるもの	190,000円

(検査済証交付前の建築物等の仮使用認定申請手数料)

第5条 業務規程第46条第1項に規定する仮使用認定の申請手数料は、申請1件につき120,000円を徴収するものとする。

(検査に係る出張費)

第6条 中間検査、完了検査及び仮使用認定の検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、第3条、第4条及び第5条の申請手数料の額に別表の出張費を加算することができる。

(手数料の増額)

第7条 確認の申請において、あらかじめの検討事項が含まれる場合については、当該検 討事項に係る内容に応じて確認申請手数料を増額することができる。なお、額について は、理事長が決定するものとする。

(手数料の減額)

第8条 地域の実情等による場合又は継続して多量の取引が見込める場合若しくは、業務 の効率化が見込める場合においては、第2条から第4条に定める申請手数料及び第6条 に定める出張費の額についてそれぞれ当該手数料の額を超えない範囲で減額することが できる。なお、額については、理事長が決定するものとする。

(災害に伴う手数料の減額)

- 第9条 災害による住宅の被害が「全壊、大規模半壊又は半壊」の罹災証明書が提示されたときは、第2条から第4条に定める確認検査業務手数料を減額することができる。なお、再建に係る住宅については、延べ面積が500㎡以下の全ての住宅(長屋、共同住宅、併用住宅等を含む。)とし、対象とする災害及び額については、理事長が決定するものとする。
- 2 前項の規定により、確認検査業務手数料の減額を受けようとする者は、申請に際し、 建築基準法施行規則により必要とされる書類に前項の書類の写しを添えなければならない。

(災害公営住宅の手数料の額)

第10条 災害公営住宅(公営住宅法に基づき整備される一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅に限る。)の申請手数料については、第2条から第4条の規定にかかわらず、理事長が別に定めることができる。ただし、延べ面積が500㎡を超えるものを除くものとする。

(帳簿記載事項証明に関する手数料)

第11条 帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明書(別記様式第1号様式)一通に つき1,000円とする。

附則

- この規程は、平成11年6月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成13年3月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成13年11月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年4月15日から施行する。

附則

- この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 24 年 1 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、令和元年11月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和2年1月1日から施行する。